

解体工事等の発注方針について

平成29年度及び平成30年度建設工事の指名競争入札の参加資格等の登録から、建設業法が改正（平成28年6月1日改正）されたことに伴い解体工事を追加しました。

建設業法の建設工事の種類等に従い、米子市発注工事における解体について、下記のとおりとする。

記

米子市発注工事における解体の区分

発注工事種別	建設工事の内容	建設工事の区分の考え方
建築一式工事（解体）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事	○総合的な企画、指導、調整のもとに行われる解体であることから、学校や3階建て以上のビルの解体など大規模な建築物を対象とするものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	○平屋又は2階建であって、1棟の延べ床面積が300平方メートル以下の建築物（棟が複数の場合も含む）、工作物又は浄化槽等の解体工事が該当する。 ※上記に該当する場合でも、難易度により建築一式工事（解体）で発注することがある。 ※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は、各専門工事に該当する。 （例：電気工事部分のみの解体工事は、電気工事で発注）